

○岩国市低入札価格調査実施要領

平成21年4月1日

改正

平成22年4月1日
平成22年10月1日
平成24年6月1日
平成26年4月1日要領第5号
平成26年6月1日要領第7号
平成28年4月1日要領第5号
平成28年7月15日要領第9号
平成29年9月1日

岩国市低入札価格調査実施要領

岩国市低入札価格調査実施要領（平成18年3月20日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第107条の2に規定する最低の価格をもって入札した者（以下「最低入札者」という。）以外の者を落札者とする場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

（低入札価格調査）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、最低入札者以外の者を落札者とする場合にあっては、低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低入札者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断するために実施する調査をいう。）を行うものとする。

（対象）

第3条 この要領の対象となる契約は、競争入札に付する工事で、設計金額が1,500万円以上のものとする。ただし、解体工事及び別に定める特別な工事（以下「解体工事等」という。）については、設計金額が130万円を超えるものとする。

（調査基準価格）

第4条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、低入札調査基準価格設定書（様式第1号又は様式第2号）により算出した当該各号に定める額とし、予定価格調書にその価格を記載するものとする。

（1） 土木等一般工事（様式第1号により算出）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の8＋一般管理費等の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）とする。

（2） 建築工事及び解体工事（様式第2号により算出）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費の10分の8＋一般管理費等の10分の7」（各費目に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）とする。

（3） 前号の工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。なお、現場管理費相当額は、次によるものとする。

ア 前号の工事のうち、イに掲げる工事を除いたもの 直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 前号の工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

（判断基準額）

第5条 判断基準額は、調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額（小数点以下切捨て）とする。

2 前項の規定により算出した判断基準額以下の入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、失格とする。

3 前2項の規定にかかわらず、解体工事等については、当分の間、この判断基準額は適用しないものとする。

(調査対象となる入札)

第6条 低入札価格調査の対象(以下「調査対象」という。)となる入札は、第3条に定める工事に係る契約の競争入札において、調査基準価格未満で判断基準額を上回ったものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 入札執行者は、入札参加者に対し、岩国市競争入札心得(平成18年3月20日制定)の条文を熟読することを促すとともに、設計図書の配布の際に次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 判断基準額以下で入札を行った者は、失格となること。

(入札の保留)

第8条 入札執行者は、執行した入札を調査対象とした場合は、落札の決定を保留し、落札者は後日決定して公表する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の内容)

第9条 入札執行者は、調査対象となる入札について、入札時に提出を受けた工事費内訳書により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める調査事項について、調査対象となる入札を行った者(以下「調査対象者」という。)の入札価格の低いものから順次、調査を行うものとする。

- (1) 土木等一般工事及び建築工事(以下「土木建築工事等」という。)の場合 入札時にされた工事費内訳書を土木建築工事等低入札価格調査表(様式第3号)に整理して、次に掲げる数値的判断基準(設計金額が1,000万円未満のものについては、アを除く。)全てを満たす場合に限り落札者とする。

ア 直接工事費の内訳となる各工事(以下「内訳工事」という。)の金額が当該内訳工事に係る設計金額の50パーセント以上であること。ただし、内訳工事に係る設計金額が100万円未満のものは、この限りでない。

イ (直接工事費+共通仮設費)が設計金額の80パーセント以上であること。

ウ (現場管理費+一般管理費等)が設計金額の45パーセント以上であること。

- (2) 解体工事等の場合 入札時に提出された工事費内訳書を解体工事数値的判断調査表(様式第4号)に整理して、次にア及びイに掲げる数値的判断基準全てを満たし、かつ、解体工事等低入札価格調査表(様式第5号)の調査項目について、次のウからオまでに掲げる基本的判断基準により、当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査する。ただし、解体工事等のうち解体工事以外の工事については、解体工事数値的判断調査表の整理並びに次のア及びイに掲げる数値的判断基準による調査は省略するものとする。

ア (直接工事費+共通仮設費)が設計金額の75パーセント以上であること。

イ (現場管理費+一般管理費等)が設計金額の45パーセント以上であること。

ウ 調査に協力的であること。

エ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。

オ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(調査結果)

第10条 入札執行者は、前条に定める調査を終了したときは、その結果について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 土木建築工事等 調査結果について、土木建築工事等低入札価格調査表及びその他の参考資料により、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会規程(平成18年訓令第50号)による岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。
- (2) 解体工事等 調査結果について、解体工事等低入札価格調査表及びその他の参考資料により、審査会に諮るものとし、審査会が落札者と認めるときは、当該応札者を落札者と決定し、落札者と認められないときは、当該調査対象のうち次に入札価格の低いものを調査し、再度、審査会に

諮るものとする。

(調査結果の通知)

第11条 入札執行者は、調査を完了したとき、又は審査会に諮った場合において審査を完了したときは、当該調査対象者に対し、その結果を通知するものとする。

(調査結果の公表)

第12条 市長は、調査結果の概要を低入札価格調査結果表(様式第6号)により前条の規定による通知の日の翌日から起算して1年が経過する日まで閲覧をもって公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(岩国市業務委託低入札価格調査実施要領等の廃止)

2 次に掲げる要領等は、廃止する。

(1) 岩国市業務委託低入札価格調査実施要領(平成18年3月20日制定)

(2) 低入札価格調査判断基準(平成18年3月20日制定)

(3) 業務委託低入札価格調査判断基準(平成18年3月20日制定)

(岩国市競争入札心得の一部改正)

3 岩国市競争入札心得(平成18年3月20日制定)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岩国市条件付一般競争入札実施要領の一部改正)

4 岩国市条件付一般競争入札実施要領(平成20年10月1日制定)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成22年4月1日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日)

(施行期日)

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月1日)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月1日要領第5号)

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月1日要領第7号)

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月1日要領第5号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に調査基準価格を設定する工事から適用し、同日前に調査基準価格を設定した工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年7月15日要領第9号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年7月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知(以下「公告等」という。)を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩国市低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知(以下「公告等」という。)を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。